

## 男女共同参画センターの貸室の使用内容について

男女共同参画センターでは貸室の運営もしています。貸室の使用内容については、条例の定めにより「男女共同参画の推進に関する取組」であることとなっています。男女共同参画の視点は様々な分野において大切ですが、その推進に関する事業を分かりやすく示すための示し方について、委員の皆様の御意見ををお願いします。

## 男女共同参画の推進に係る事業の例（事務局の考え）

- (1) 男女の別に関わらない職業や社会的役割の選択、育児や介護等と仕事の両立に関する制度に関する事など
- (2) 家事労働、育児、介護を男性も女性も担うことに関する事
- (3) 性と妊娠、出産、生き方（自己肯定、自己実現）に関する事
- (4) アンコンシャス・バイアス（無意識の性的役割分担意識）に関する事
- (5) DV防止、デートDV防止に関する事
- (6) 市民の交流としての趣味等の活動

## 参考 吹田市立男女共同参画センター条例より（抜粋）

（設置）

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として、男女共同参画センターを設置する。

（事業）

第3条 吹田市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画の推進に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、研修会等の開催に関する事。
- (2) 啓発に関する事。
- (3) 市民の活動及び交流の支援に関する事。
- (4) 情報の収集及び提供に関する事。
- (5) 相談に関する事。
- (6) 調査研究に関する事。
- (7) その他市長が必要と認める事業